

**改正**

平成18年11月21日規則第57号

令和2年10月30日規則第44号

令和4年9月30日規則第44号

茨城県屋外広告物条例等の施行に関するかすみがうら市規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、他に特別の定めのあるもののほか、茨城県屋外広告物条例（昭和49年茨城県条例第10号。以下「条例」という。）及びかすみがうら市手数料条例（平成17年かすみがうら市条例第57号。以下「手数料条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告物等の種類及び意義)

**第2条** 手数料条例別表に掲げる広告物等の種類及び意義は、別表に定めるところによる。

(許可の申請等)

**第3条** 条例第6条又は第7条第4項から第6項までの規定による許可を受けようとする者は、広告物等を表示し、又は設置しようとする日の30日前までに、屋外広告物許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 広告物等を表示し、又は設置する場所及びその近隣の状況を知り得る縮尺1,000分の1程度の見取図
- (2) 広告物等の形状、寸法、材料及び構造を示す図面
- (3) 広告物等を表示し、又は設置する場所の状況が分かるカラー写真（申請の日前3月以内に撮影したもの）
- (4) 広告物等の色彩、意匠及び表示面積を明らかにした模写図
- (5) 建築物を利用する広告物等にあつては、当該建築物との位置関係及び当該建築物の壁面等の状況（壁面の形状及び面積並びに壁面及び屋上に既に表示し、又は設置している他の広告物等の位置関係）を明らかにした図面
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第6条又は条例第7条第4項から第6項までの規定による許可をしたときは、屋外広告物許可書（様式第2号）を申請書に交付するものとする。

(更新の申請等)

**第4条** 条例第9条の2第1項の規定による許可の更新の申請は、条例第6条又は第7条第4項から第6項までの規定により受けた許可期間が満了する2週間前までに屋外広告物更新許可申請書（様式第3号）に当該広告物等のカラー写真（申請の日前3月以内に撮影したもの）を添えて市長に提出することにより行わなければならない。

2 市長は、条例第9条の2第1項の規定による許可の更新を許可したときは、屋外広告物更新許可書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

3 条例第9条の2第2項の規定による点検について、第1項の規定による許可の更新を申請しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものに行わせなければならない。

(1) 条例第21条の2の規定により広告物等を管理する者を置く広告物であって建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第1項第3号に該当するもの 次に掲げる者

ア 法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

イ 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者

ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士

エ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条第3項に規定する特種電気工事資格者（電気工事士法施行規則（昭和35年通商産業省令第97号）第2条の2第1項第1号に規定するネオン工事に係る特種電気工事資格者認定証の交付を受けている者に限る。）

(2) 条例第21条の2により広告物等を管理する者を置く広告物等（前号に掲げる広告物等を除く。） 前号に掲げる者又は条例第21条の2第2項各号のいずれかに該当する者

(3) 第1号及び前号以外の広告物等 前号に掲げる者又は当該広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者

4 条例第9条の2第2項の規定による点検結果の提出は、屋外広告物安全点検報告書（様式第5号）により行わなければならない。

（変更、改造の申請等）

**第5条** 条例第10条第1項の規定による許可を受けようとする者は、広告物等を変更し、又は改造しようとする日の30日前までに、屋外広告物変更（改造）許可申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請が改造に係るものであるときは、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 改造後の広告物等の形状、寸法、材料及び構造を示す図面

- (2) 改造前の広告物等のカラー写真（申請の日前3月以内に撮影したもの）
- (3) 改造後の広告物等の色彩、意匠及び表示面積を明らかにした模写図
- (4) 建築物を利用する広告物等にあつては、改造後の広告物等と当該建築物との位置関係及び広告物等を改造した後の当該建築物の壁面等の状況（壁面の形状及び面積並びに壁面及び屋上に既に表示し、又は設置している他の広告物等の位置関係）を明らかにした図面
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第10条第1項の規定による許可をしたときは、屋外広告物変更（改造）許可書（様式第7号）を申請者に交付するものとする。

（軽微な変更等）

**第6条** 条例第10条第1項に規定する規則で定める軽微な変更又は改造は、次に掲げるものとする。

- (1) 既設の広告物等の表示内容、意匠、色彩、形状、大きさ、構造又は位置に変更を加えない塗料の塗り替え、補強又は修繕
- (2) 掲示板その他これに類する物件に掲出するはり紙の取替え
- (3) 自己の管理する店舗等に設置する広告幕を掲出する物件に掲出する自己の営業の内容を表示する広告幕の取替え
- (4) 劇場、映画館等の常設の興行場が興行内容を表示する広告物を掲出する物件に掲出する興行内容を表示する広告物の取替え

（除却届出）

**第7条** 条例第16条第2項の規定による届出は、屋外広告物除却届出書（様式第8号）により行わなければならない。

（違反広告物である旨の表示）

**第8条** 条例第19条の2の規定による条例に違反する旨の表示は、違反広告物表示書（様式第9号）を当該広告物等にはり付けて行うものとする。

（公示等の場所）

**第8条の2** 条例第19条の4第1項第1号に規定する規則で定める場所は、かすみがうら市公告式条例（平成17年かすみがうら市条例第3号。以下「公告式条例」という。）第2条第2項に規定する掲示場とする。

2 条例第19条の4第2項に規定する規則で定める場所は、かすみがうら市千代田庁舎内とする。

（保管広告物等一覧簿の様式）

**第8条の3** 条例第19条の4第2項に規定する規則で定める様式は、様式第9号の2のとおりとす

る。

(保管した広告物等の売却手続)

**第8条の4** 条例第19条の6に規定する規則で定める方法は、競争入札に付して行う方法とする。

ただし、競争入札に付しても入札者がない広告物等その他競争入札に付することが適当でない認められる広告物等の売却については、随意契約による方法とすることができる。

**第8条の5** 市長は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに、次に掲げる事項を公告式条例第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければならない。

- (1) 当該広告物等の名称又は種類及び数量
- (2) 当該競争入札の執行の日時及び場所
- (3) 契約条項の概要
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、原則として5人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に前項各号に掲げる事項をあらかじめ通知しなければならない。

3 市長は、前条ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、なるべく3人以上の者から見積書を徴さなければならない。

(受領書の様式)

**第8条の6** 条例第19条の8に規定する規則で定める様式は、様式第9号の3のとおりとする。

(身分証明書)

**第8条の7** 条例第20条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、屋外広告物立入検査員身分証明書(様式第9号の4)によるものとする。

(管理者の届出等)

**第9条** 条例第22条第1項又は第2項の規定による届出は、屋外広告物管理者等設置(変更)届出書(様式第10号)により行わなければならない。ただし、屋外広告物許可申請書を提出する際に当該申請書の管理者の欄に所定事項の記載をした場合にあつては、条例第22条第1項の規定による届出をしたものとみなす。

2 条例第22条第3項の規定による届出は、屋外広告物滅失届出書(様式第11号)により行わなければならない。

3 条例第22条第4項の規定による届出は、屋外広告物設置者名称等変更届出書(様式第12号)に

より行わなければならない。

**附 則**

この規則は、平成17年3月28日から施行する。

**附 則**（平成18年11月21日規則第57号）

この規則は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

**附 則**（令和2年10月30日規則第44号）

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の茨城県屋外広告物条例等の施行に関するかすみがうら市規則（次項において「改正前の規則」という。）の規定によりなされた申請その他の手続は、この規則による改正後の茨城県屋外広告物条例等の施行に関するかすみがうら市規則によりなされたものとみなす。
- 3 改正前の規則に基づく用紙は、調製した残部を限度として所要の補正を行い使用することができる。

**附 則**（令和4年9月30日規則第44号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年10月1日に施行する。

**別表**（第2条関係）

広告物等の種類	意義
はり紙・ポスター	紙等を使用して作製されたものであって、建物その他の物件にはり付けて掲出されるものをいう。
はり札	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって、建物その他の物件に添加して掲出されるものをいう。
立看板	布、木、金属等を使用して作製されたものであって、建物その他の物件に立て掛けて掲出されるもの及び独立して立てて掲出されるもの（土地その他物件に建植されるものを除く。）をいう。
広告板	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって、土地に建植され、広告内容を表示するもの及び建物その他の物件を利用して取り付けられ、広告内容を表示するものをいう。ただし、照明広告に該当するものを除く。

広告塔	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって、土地又は建物等の屋上に搭状に建植され、広告内容を表示するものをいう。
アーチ	金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって、道路を横断してアーチ状に建植され、広告内容を表示するものをいう。
電柱巻立広告	金属等を使用して作製されたものであって、電柱、街灯柱等に巻き立てて掲出されるものをいう。
電柱塗装広告	電柱、街灯柱等に直接ペンキ等を使用して広告内容が表示されるものをいう。
電柱袖付広告	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって、電柱、街灯柱等に支柱をもって取り付け掲出されるものをいう。
広告幕	布、網等を使用して作製されたものであって、建物その他の物件を利用して掲出されるものをいう。
つり下げ看板	布、木、金属等の材料を使用して作製されたものであって、建物その他の物件につり下げて掲出されたものをいう。
標識広告	金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって、停留所標識その他これに類するものに巻き立て、又は添加して掲出されるものをいう。
照明広告	ネオン管その他の照明装置をもって広告内容を表示したものをいう。
電光ニュース・ビジュアルボード等	電光等をもってニュースその他の変化する広告内容を表示するものをいう。
アドバルーン	綱をつけた気球を掲揚し、その綱を利用して、又は気球に広告内容を表示するものをいう。
近隣店舗等案内広告	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって、自己の店舗等の位置を表示するものをいう。
車体利用広告	電車、バスその他の車両を利用して広告内容を表示するものをいう。
広告旗	布等を使用して作製された旗状のものであって、ポールを固定して掲出されるものをいう。
店頭装飾	クリスマスセール、お中元セール、新装開店時等において商店の入口周辺に一時的に設置するものをいう。

置広告	地面上に置いて表示するものをいう。
横断幕	道路を横断して表示する広告幕をいう。

備考 この表に定める広告物等の種類に当てはめることが困難な広告物等については、同表のうち最も類似した種類の広告物等とみなしてこの規則を適用する。

様式第1号(第3条関係)  
 様式第1号(第3条関係)

屋外広告物許可申請書

						※	
かすみがうら市長						年 月 日	
申請者住所 氏名 電話番号							
茨城県屋外広告物条例第6条(第7条第4項から第6項まで)の規定による許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。							
工事施工者		住所 氏名		電話番号		年 月 日第 号	
		屋外広告業の登録等				年 月 日第 号	
管理者		住所 氏名		電話番号		年 月 日第 号	
		屋外広告業の登録等				年 月 日第 号	
表示物件	種 類	数 量		表示場所		(用途地域名 )	
	表示期間	年 月 日～ 年 月 日					
	照明の種類 光源の点滅						
	材 料 塗 装 位 置			色彩			
		広告物相互間の距離 道路・鉄道の敷地境界からの距離 (路線名 から)		メートル			
		信号機からの距離 道路標識からの距離		メートル メートル			
規 格	高さ	縦	横	面数	合計面積	数量	
	メートル	メートル	メートル		平方メートル		
地域区分	禁止区域(第 種禁止地域) 許可区域(第 種許可地域)						
既設の広告物	数 量	合計表示総面積(表示総面積の合計) 平方メートル					
建築基準法による工作物確認	要・不要	道路法による 占用許可	要・不要	その他法令による許可等	要・不要	法令名	
添付書類 設置場所の見取図、仕様書、意匠図、構造図、他法令による許可書の写し( )、設置場所の写真、模写図、建築物との位置関係等を明らかにした図面(建築物利用広告の場合)、既に設置している近隣店舗等案内広告の設置場所を示した図面(近隣店舗等案内広告の場合)							
※手数料				円		※算出基礎	
※決裁		決裁権者		回議		担当者	

- 注意 1 この様式中、該当する文字を○で囲んでください。  
 2 ※の欄は、記入しないでください。  
 3 野立広告物、アーチ、広告幕、照明広告、電光ニュース及び近隣店舗等案内広告については、設置場所ごとに申請してください。  
 4 色彩の欄は、色彩が許可基準となる場合において表示面積の4分の1を超えて使用する色彩の彩度を記入してください。



屋外広告物更新許可申請書

年 月 日			
かすみがうら市長			
申請者住所			
氏名			
電話番号			
<p>茨城県屋外広告物条例第9条の2第1項の規定による許可の更新を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p>			
更新申請	種類	数量	表示期間 年 月 日～ 年 月 日
	理由		
前許可	許可期間 年 月 日～ 年 月 日	許可年月日 年 月 日	許可番号 指令第 号
※手数料 円		※許可年月日 年 月 日	※許可番号 指令第 号
※決裁	決裁権者	回議	担当者

注意 ※の欄は、記入しないでください。

様式第4号(第4条関係)  
 様式第4号(第4条関係)

<p>屋外広告物更新許可書</p>			
<p>指令第          号</p>		<p>住所 氏名</p>	
<p>年    月    日付けで申請があった広告物については、茨城県屋外広告物条例第9条の2第1項の規定により、次の条件を付して許可する。</p>			
<p>年    月    日</p>			
<p>かすみがうら市長</p>			<p>印</p>
表示物件	種類	数量	表示場所
	<p>許可期間 年 月 日～ 年 月 日</p>		
前許可	<p>許可期間 年 月 日～ 年 月 日</p>	<p>許可年月日 年 月 日</p>	<p>許可番号 指令第 号</p>
<p>条件</p>			



屋外広告物変更(改造)許可申請書

年 月 日			
かすみがうら市長			
申請者住所			
氏名			
電話番号			
年 月 日付け 指令第 号により許可を受けた広告物等について、 次のとおり変更(改造)したいので、茨城県屋外広告物条例第10条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。			
変更(改造)物件	種類	数量	変更(改造)年月日 年 月 日
	変更(改造)内容		
	変更(改造)理由		
	表示期間 年 月 日～ 年 月 日		
現許可	許可年月日 年 月 日	許可番号 指令第 号	
※許可	※許可年月日 年 月 日	※許可番号 指令第 号	
※決裁	決裁権者	回議	担当者

注意 ※の欄は、記入しないでください。

様式第7号(第5条関係)  
 様式第7号(第5条関係)

<p>屋外広告物変更(改造)許可書</p> <p>指令第            号</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p>年    月    日付けで申請のあった広告物等の変更(改造)については、茨城県屋外        広告物条例第10条第1項の規定により、次の条件を付して許可する。</p> <p style="text-align: center;">年    月    日</p> <p style="text-align: right;">かすみがうら市長 <span style="float: right;">印</span></p>			
変更(改造)物件	種類	数量	表示場所
	変更内容		
	表示期間 年    月    日～年    月    日		
前許可	許可年月日 年    月    日	許可番号 指令第            号	
条件			

屋外広告物除却届出書

年 月 日			
かすみがうら市長			
届出者住所			
氏名			
電話番号			
年 月 日付け 指令第 号により許可を受けた広告物等について、茨城県屋外広告物条例第16条第1項の規定により除却したので、同条第2項の規定により届け出ます。			
除却物件	種類	数量	表示場所
	許可年月日 年 月 日		
	許可番号 指令第 号		
	理由(□の中にレ印) <input type="checkbox"/> 許可期間が満了した。 <input type="checkbox"/> 許可が取り消された。 <input type="checkbox"/> 必要でなくなった。 <input type="checkbox"/> 県条例第8条の期間が経過した。		
※検査	検査年月日 年 月 日		※検査担当者職氏名
※決裁	決裁権者	回議	担当者

注意 ※の欄は、記入しないでください。

違反広告物表示書

これは	
違反広告物です	
かすみがうら市	
年 月 日	
この広告物は、茨城県屋外広告物条例(昭和四十九年茨城県条例第十号)に違反しています。	
この表示書を破損した者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)により罰せられることがあります。	
連絡先	かすみがうら市役所都市整備課

備考 外枠は、赤色とする。

様式第9号の2（第8条の3関係）

様式第9号の2(第8条の3関係)

保 管 広 告 物 等 一 覧 簿							
整 理 号 番 号	保管した広告物等		保管した広告物等が 放置されていた場所	除 却 し た 年 月 日	保管を始めた 年 月 日	保 管 の 場 所	備 考
	名称又は 種 類	数 量					

様式第9号の3 (第8条の6関係)  
 様式第9号の3(第8条の6関係)

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">受 領 書</p> <p style="margin: 10px 0 0 700px;">年 月 日</p> <p style="margin: 20px 0 0 120px;">かすみがうら市長</p> <p style="margin: 20px 0 0 630px;">住 所</p> <p style="margin: 20px 0 0 630px;">氏 名</p> <p style="margin: 20px 0 0 120px;">次のとおり広告物等(現金)の返還を受けました。</p>		
返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受けた 広告物 等	整 理 番 号	
	名 称 又 は 種 類	
	数 量	
(返還を受けた金額)		

様式第9号の4 (第8条の7関係)  
 様式第9号の4(第8条の7関係)

(表)

(裏)

第 号

屋外広告物立入検査員  
身 分 証 明 書

写 真

(勤務課所)  
(職・氏名)

茨城県屋外広告物条例(昭和49年茨城県条例第10号)第20条第1項の規定に基づき、広告物又は掲出物件の存する土地又は建物に立ち入り、広告物又は掲出物件の検査を行う者であることを証明する。  
 年 月 日  
 かすみがうら市長

  


6センチメートル

9センチメートル

茨城県屋外広告物条例(抄)  
 (広告物の表示等をする者等に対する立入検査等)

第20条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、広告物の表示等をする者又は広告物等を管理する者から、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして当該広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、当該広告物等を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第10号 (第9条関係)  
 様式第10号 (第9条関係)

屋外広告物管理者等設置(変更)届出書

年 月 日			
かすみがうら市長		届出者住所 氏名 電話番号	
茨城県屋外広告物条例第22条第1項(第2項)の規定により、広告物等を管理する者(広告物の表示等をする者)を届け出ます。			
許可	許可年月日 年 月 日	許可番号 指令第 号	
新設置者	住所 電話番号	氏名	
前設置者	住所 電話番号	氏名	
新管理者	住所 電話番号	氏名	
	屋外広告業の登録等	年 月 日 第 号	
前管理者	住所 電話番号	氏名	
	屋外広告業の登録等	年 月 日 第 号	
設置又は変更理由			
※決裁	決裁権者	回議	担当者

- 注意1 ※の欄は、記入しないでください。
- 2 「新設置者」及び「前設置者」の欄は、広告物の表示等をする者に変更があったときに記入してください。
- 3 「前管理者」の欄は、広告物等を管理する者に変更があったときに記入してください。

様式第11号 (第9条関係)  
 様式第11号 (第9条関係)

屋外広告物滅失届出書

年 月 日			
かすみがうら市長			
届出者住所 氏名 電話番号			
広告物等が滅失したので、茨城県屋外広告物条例第22条第3項の規定により届け出ます。			
許可	許可年月日 年 月 日		許可番号 指令第 号
滅失	種類	数量	滅失年月日 年 月 日
	滅失した理由		
※決裁	決裁権者	回議	担当者

注意 ※の欄は、記入しないでください。

様式第12号 (第9条関係)  
 様式第12号(第9条関係)

屋外広告物設置者名称等変更届出書

<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">年 月 日</div> <p>かすみがうら市長</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">       届出者住所        氏名        電話番号     </div> <p>広告物の表示等をする者の氏名等に変更があったので、茨城県屋外広告物条例第22条第4項の規定により届け出ます。</p>			
許可	許可年月日 年 月 日	許可番号 指令第 号	
変更 後の 住所 又は 氏名	設置者	住所 電話番号	氏名
	管理者	住所 電話番号	氏名
	屋外広告業の登録等		年 月 日 第 号
変更理由			
※決裁	決裁権者	回議	担当者

注意 ※の欄は、記入しないでください。